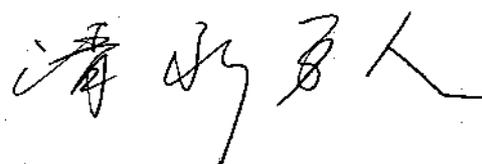


さいたま市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月 16 日

さいたま市長

A handwritten signature in black ink, appearing to read 'Shirohiko' (清水彦人), written in a cursive style.

さいたま市規則第5号

さいたま市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第3条 事業所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>財政局</p> <p> 北部市税事務所</p> <p> 個人課税課</p> <p> 普通徴収第1係</p> <p> 普通徴収第2係</p> <p> 普通徴収第3係</p> <p> <u>軽自動車税係</u></p> <p> [略]</p> <p> 納税調査課</p> <p> 調査係</p> <p> <u>口座・還付係</u></p> <p> [略]</p> <p>保健衛生局</p> <p> [略]</p> <p> 健康科学研究センター</p> <p> 保健科学課</p> <p> 総務企画係</p> <p> 臨床微生物係</p> <p> [略]</p> <p>環境局</p> <p> [略]</p> <p> 施設部</p> <p> [略]</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第3条 事業所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>財政局</p> <p> 北部市税事務所</p> <p> 個人課税課</p> <p> 普通徴収第1係</p> <p> 普通徴収第2係</p> <p> 普通徴収第3係</p> <p> [略]</p> <p> 納税調査課</p> <p> 調査係</p> <p> <u>公売係</u></p> <p> [略]</p> <p>保健衛生局</p> <p> [略]</p> <p> 健康科学研究センター</p> <p> 保健科学課</p> <p> 総務企画係</p> <p> 臨床微生物係</p> <p> <u>代謝免疫係</u></p> <p> [略]</p> <p>環境局</p> <p> [略]</p> <p> 施設部</p> <p> [略]</p> <p> <u>クリーンセンター西堀</u></p> <p> <u>管理係</u></p> <p> <u>施設係</u></p>

[略]
建設局
北部建設事務所
[略]

[略]

[略]

[略]

(分掌事務)

第4条 事業所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

[略]

財政局
北部市税事務所
個人課税課

- (1) [略]
- (2) 軽自動車税の調査及び賦課に関すること。

(3)～(7) [略]

[略]

納税調査課

- (1) [略]
- (2) 市税等の口座振替に関すること。
- (3) 市税等の徴収金の収入整理（市長が定めるものに限る。）並びに還付、充当、納付及び納入に関すること。

[略]

南部市税事務所
個人課税課

- (1) [略]
- (2) 標識の交付等（試乗用標識に係るものを除く。）に関すること。
- (3) [略]
- (4) [略]

[略]
建設局
北部建設事務所
[略]

建築指導課
指導・中高層係
調査係
建築審査課
審査係

[略]

南部建設事務所

[略]

建築指導課
指導・中高層係
調査係
建築審査課
審査係

[略]

(分掌事務)

第4条 事業所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

[略]

財政局
北部市税事務所
個人課税課

- (1) [略]
- (2) 軽自動車税の種別割の調査及び賦課に関すること。

(3)～(7) [略]

[略]

納税調査課

- (1) [略]
- (2) 公売に関すること。

[略]

南部市税事務所
個人課税課

- (1) [略]
- (2) 軽自動車税の種別割の調査及び賦課に関すること。
- (3) 標識の交付等に関すること。
- (4) [略]
- (5) [略]

(5) [略]

(6) [略]

[略]

保健衛生局

[略]

健康科学研究センター

保健科学課

(1)～(5) [略]

[略]

環境局

[略]

施設部

[略]

経済局

[略]

農業政策部

[略]

食肉中央卸売市場

(1)～(11) [略]

(12) 市場流通に係る広域的な連絡調整及び協議に関すること。

[略]

建設局

北部建設事務所

土木管理課

(1) 道路並びに河川及び水路の境界の明示確認に関すること。

(2)・(3) [略]

(4) 道路並びに河川及び水路の占用許可に関すること。

(5)～(8) [略]

(9) 道路並びに河川及び水路の事故に関すること。

(10)～(13) [略]

[略]

河川整備課

(1) [略]

(2) 開発行為に係る河川及び水路の指導並びに雨水流出抑制に関すること。

(3)～(5) [略]

(6) 特定都市河川流域における雨水浸透阻害行為の許可に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

[略]

保健衛生局

[略]

健康科学研究センター

保健科学課

(1)～(5) [略]

(6) 血液等に係る検査及び調査研究等に関すること。

[略]

環境局

[略]

施設部

[略]

クリーンセンター西堀

(1) 施設の管理及び運営に関すること。

(2) 業務上の事故防止に関すること。

経済局

[略]

農業政策部

[略]

食肉中央卸売市場

(1)～(11) [略]

[略]

建設局

北部建設事務所

土木管理課

(1) 道路及び水路の境界の明示確認に関すること。

(2)・(3) [略]

(4) 道路及び水路の占用許可に関すること。

(5)～(8) [略]

(9) 道路及び水路の事故に関すること。

(10)～(13) [略]

[略]

河川整備課

(1) [略]

(2) 開発行為に係る河川及び水路の指導に関すること。

(3)～(5) [略]

[略]

南部建設事務所
土木管理課

- (1) 道路並びに河川及び水路の境界の明示確認に関すること。
- (2)・(3) [略]

建築指導課

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による認定、許可等に関すること。
- (2) 建築及び道路に係る相談に関すること。
- (3) 違反建築物の指導及び勧告に関すること。
- (4) 既存建築物の防災指導及び勧告に関すること。
- (5) 建築基準法の規定による道路の相談、指定に関すること。
- (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく計画の認定に関すること。
- (7) さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例（平成16年さいたま市条例第22号）の規定による届出書の受理等に関すること。
- (8) さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例（平成13年さいたま市条例第266号）の規定による中高層建築物の建築に係る紛争の防止に関すること。
- (9) さいたま市狭あい道路拡幅整備要綱（平成13年さいたま市告示第100号）の規定による業務に関すること。
- (10) 建設リサイクルに係る届出書の受理及び審査並びに助言及び勧告（分別解体に係るものに限る。）に関すること。
- (11) 耐震化に係る相談等に関すること。
- (12) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定による計画の認定等に関すること。
- (13) 既存ブロック塀等改善事業の助成に関すること。

建築審査課

- (1) 建築物及び建築設備等に係る審査及び確認並びに中間検査及び完了検査に関すること。
- (2) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定による計画の認定等に関すること。
- (3) 指定確認検査機関からの建築基準法に基づく報告に関すること。
- (4) 建築計画概要書等の閲覧及び写しの交付に関すること。
- (5) 建築台帳記載事項証明に関すること。

[略]

南部建設事務所
土木管理課

- (1) 道路及び水路の境界の明示確認に関すること。
- (2)・(3) [略]

(4) 道路並びに河川及び水路の占用許可に関すること。

(5)～(8) [略]

(9) 道路並びに河川及び水路の事故に関すること。

(10)～(13) [略]

[略]

河川整備課

(1) [略]

(2) 開発行為に係る河川及び水路の指導並びに雨水流出抑制に関すること。

(3)～(5) [略]

(6) 特定都市河川流域における雨水浸透阻害行為の許可に関すること。

(4) 道路及び水路の占用許可に関すること。

(5)～(8) [略]

(9) 道路及び水路の事故に関すること。

(10)～(13) [略]

[略]

河川整備課

(1) [略]

(2) 開発行為に係る河川及び水路の指導に関すること。

(3)～(5) [略]

建築指導課

(1) 建築基準法の規定による認定、許可等に関すること。

(2) 建築及び道路に係る相談に関すること。

(3) 違反建築物の指導及び勧告に関すること。

(4) 既存建築物の防災指導及び勧告に関すること。

(5) 建築基準法の規定による道路の相談、指定に関すること。

(6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく計画の認定に関すること。

(7) さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例の規定による届出書の受理等に関すること。

(8) さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例の規定による中高層建築物の建築に係る紛争の防止に関すること。

(9) さいたま市狭あい道路拡幅整備要綱の規定による業務に関すること。

(10) 建設リサイクルに係る届出書の受理及び審査並びに助言及び勧告（分別解体に係るものに限る。）に関すること。

(11) 耐震化に係る相談等に関すること。

(12) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定による計画の認定等に関すること。

(13) 既存ブロック塀等改善事業の助成に関すること。

建築審査課

(1) 建築物及び建築設備等に係る審査及び確認並びに中間検査及び完了検査に関すること。

(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による計画の認定等に関すること。

(3) 指定確認検査機関からの建築基準法に基づく報告に関すること。

(4) 建築計画概要書等の閲覧及び写しの交付に関

[略]

(職員)

第7条 [略]

2・3 [略]

4 事業所に副理事、次長、参事、副所長、副参事、課長補佐、所長補佐、室長補佐、館長補佐、場長補佐、主幹、総合調整幹、調整幹、専門幹、参与又は主査を置くことができる。

5～7 [略]

(職務)

第8条 事業所の長、副理事、次長、参事、課長、所長、室長、園長、事務長、副所長、副参事、副館長、副園長、総合調整幹、調整幹及び係長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

2～5 [略]

別表第1 (第2条関係)

所属	第1類事業所	第2類事業所	第3類事業所
[略]			
環境局施設部		西部環境センター クリーンセンター大崎 大宮南部浄化センター	
[略]			

別表第3 (第7条関係)

事業所	事業所に置かれる長
東京事務所 北部市税事務所 南部市税事務所 消費生活総合センター 男女共同参画推進センター 男女共同参画相談室 浦和消費生活センター 岩槻消費生活センター 健康科学研究センター 思い出の里市営霊園事務所 大宮聖苑管理事務所 食肉衛生検査所 ころの健康センター 動物愛護ふれあいセンター セカンドライフ支援センター 障害者更生相談センター 障害者総合支援センター 子ども家庭総合センタ	[略]

すること。

(5) 建築台帳記載事項証明に関すること。

[略]

(職員)

第7条 [略]

2・3 [略]

4 事業所に副理事、次長、参事、副所長、副参事、課長補佐、所長補佐、室長補佐、館長補佐、場長補佐、主幹、調整幹、専門幹、参与又は主査を置くことができる。

5～7 [略]

(職務)

第8条 事業所の長、副理事、次長、参事、課長、所長、室長、園長、事務長、副所長、副参事、副館長、副園長、調整幹及び係長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

2～5 [略]

別表第1 (第2条関係)

所属	第1類事業所	第2類事業所	第3類事業所
[略]			
環境局施設部		西部環境センター クリーンセンター大崎 大宮南部浄化センター クリーンセンター西堀	
[略]			

別表第3 (第7条関係)

事業所	事業所に置かれる長
東京事務所 北部市税事務所 南部市税事務所 消費生活総合センター 男女共同参画推進センター 男女共同参画相談室 浦和消費生活センター 岩槻消費生活センター 健康科学研究センター 思い出の里市営霊園事務所 大宮聖苑管理事務所 食肉衛生検査所 ころの健康センター 動物愛護ふれあいセンター セカンドライフ支援センター 障害者更生相談センター 障害者総合支援センター 子ども家庭総合センタ	[略]

一 総合療育センターひまわり学園
療育センターさくら草 療育セン
ターひなぎく 西部清掃事務所 東
部清掃事務所 西部環境センター
クリーンセンター大崎 大宮南部浄
化センター 計量検査所 農業者ト
レーニングセンター 見沼グリーン
センター 車両対策事務所 日進・
指扇周辺まちづくり事務所 浦和東
部まちづくり事務所 東浦和まちづ
くり事務所 浦和西部まちづくり事
務所 与野まちづくり事務所 岩槻
まちづくり事務所 浦和駅周辺まち
づくり事務所 大宮駅東口まちづく
り事務所 大宮駅西口まちづくり事
務所 北部建設事務所 南部建設事
務所

[略]

一 総合療育センターひまわり学園
療育センターさくら草 療育セン
ターひなぎく 西部清掃事務所 東
部清掃事務所 西部環境センター
クリーンセンター大崎 大宮南部浄
化センター クリーンセンター西堀
計量検査所 農業者トレーニング
センター 見沼グリーンセンター
車両対策事務所 日進・指扇周辺ま
ちづくり事務所 浦和東部まちづく
り事務所 東浦和まちづくり事務所
浦和西部まちづくり事務所 与野
まちづくり事務所 岩槻まちづくり
事務所 浦和駅周辺まちづくり事務
所 大宮駅東口まちづくり事務所
大宮駅西口まちづくり事務所 北部
建設事務所 南部建設事務所

[略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。